

神石高原町による地域コミュニティのあり方検討に関する  
調査研究支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

神石高原町による地域コミュニティのあり方検討に関する調査研究支援業務

2. 業務目的

本業務は、神石高原町による地域コミュニティのあり方検討に関する調査研究を円滑かつ効果的に推進するため、本業務を支援する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

3. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (2) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託上限額 金2,325,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 担当及び書類等の提出先

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地  
神石高原町未来創造課 松井  
電話 0847-89-3332 FAX 0847-85-3394  
メールアドレス jk-mirai@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間にこれらの参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年度から令和6年度までにおいて地域づくり、地域コミュニティ、域学連携等に関する地方自治体との業務実績を有すること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる体制を有すること。
- (3) 令和8年度「神石高原町物品等入札参加者登録者名簿」に未登録の者が本件への参加申請を行う場合は、当該申請と併せて、別途指定する書類を提出すること。また、契約の相手方として選定された場合は、次回の登録申請期間において速やかに登録申請の手続きを行うものとする。

[提出書類]

- ア 国税納税証明書（法人にあっては、その3の3。個人事業者にあっては、その3の2。）
- イ 印鑑証明書
- ウ 登記簿謄本（個人事業者にあっては、身分証明書。）
- エ 誓約書

※ア、イ、ウについては、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参

加者の資格制限に該当しないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

## 5. スケジュール

公募開始：令和 8 年 2 月 6 日（金）

質問受付期限：令和 8 年 2 月 12 日（木）

質問回答：令和 8 年 2 月 18 日（水）

参加表明書提出期限：令和 8 年 2 月 25 日（水）

企画提案書提出依頼：令和 8 年 3 月 4 日（水） \*第一次審査結果通知と同日

企画提案書提出期限：令和 8 年 3 月 13 日（金）

第二次審査：令和 8 年 3 月 18 日（水）

選定結果通知：令和 8 年 3 月 23 日（月）

契約締結：令和 8 年 3 月 27 日（金）（予定）

## 6. 質疑書の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時 00 分

### (2) 提出方法

質問書（様式 3 号）に必要事項を記入の上、電子メールで提出することとし、電子メール以外では受け付けないものとする。なお、質疑書の提出後は、本町に電話での受信確認を行うこと。（電話による受信確認の受付時間は、受付期限までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）また、件名は「【質疑】神石高原町による地域コミュニティのあり方検討に関する調査研究支援業務」とすること。

### (3) 回答方法

令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時（予定）までに神石高原町公式ホームページで公表する。

## 7. 参加手続

(1) 説明会開催の有無 無

(2) 参加申出書等の提出

ア 提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時00分必着

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※電子メールで提出する場合は、全てPDF形式とすること。

ウ 提出書類

(ア) 参加申出書（様式1号）

(イ) 法人概要書（様式2号）

(ウ) 業務実施体制（様式4号）

(エ) 類似業務実績一覧表（様式5号）

※令和2年度から令和6年度までにおいて地域づくり、地域コミュニティ、域学連携等に関する地方自治体との業務実績を有すること。

※類似業務実績一覧表に記載した実績の一つについて、証明できるもの（契約書・企画書の写し等）を添付すること。なお、契約書の写しは、事業内容と契約者が確認できる面のみとし、約款等が記載された部分の提出は不要とする。

(オ) 見積書（任意様式）

※金額は、税込み価格とし、委託上限額を超えないものとする。

(3) 第一次審査

ア 評価基準

類似業務実績一覧表及び見積書を基に、別紙「審査基準」のとおり評価点を算出し、合計点の上位3者を選定する。

なお、合計点が同点の者が複数いる場合は、見積書の金額が安価な者を上位者とする。

※参加者が3者以下の場合は第一次審査を実施しない。

※第一次審査を実施しない場合はその旨の通知を行う。

イ 選定結果の通知

令和8年3月4日（水）に電子メール及び郵送にて通知し、神石高原町から電話による受信確認を行う。

※第一次審査の結果については、選定結果のみを通知する。

(4) 企画提案書の提出依頼

ア 通知日

令和8年3月4日（水）

イ 通知方法

電子メール及び郵送により通知する。また、神石高原町から電話による受信確認を行う。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時00分必着

#### イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送とする。

持参又は郵送による場合は、PDF形式のファイルをCD等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行った上で提出すること。郵送の場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

#### ウ 提出書類

(ア) 企画提案審査応募申込書（様式6号）

(イ) 企画提案書（A4任意様式、枚数制限なし）

#### エ 企画提案書の作成要領

別紙「神石高原町による地域コミュニティのあり方検討に関する調査研究支援業務仕様書」の内容を十分に踏まえた上で作成すること。また、企画提案書は、Web会議形式での企画提案となる場合を考慮して作成すること。

#### オ 応募書類の取扱い

(ア) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、神石高原町情報公開条例（平成16年神石高原町条例第11号）の規定に基づき取り扱うこととする。

(イ) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(ウ) 提出された応募書類は返却しない。

(エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町が契約候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。

(オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

#### (6) 第二次審査（企画提案審査）

##### ア 実施日

令和8年3月18日（水）

##### イ 時間配分

説明20分、質疑15分

##### ウ 使用機器

パソコン等はプレゼンテーション参加者が用意すること。電源、モニター、HDMIケーブル、延長コードは、町で用意する。

##### エ 参加人数

1者につき3人までとし、業務を受託した際に総括責任者となる者が必ず出席すること。なお、説明は総括責任者又は主たる業務担当者が実施すること。

##### オ 質疑

審査は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

## 8. 第二次審査の評価方法等

### (1) 評価基準

第一次審査の評価点に加え、評価基準に基づく評価員全員の評価点の合計により選定する。配

点は別紙「審査基準」のとおり。

(2) 契約候補者の選定方法

- ア 参加者から失格者を除いた者のうち、(1) の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- イ 上記アの者が複数いる場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- ウ ア、イにかかわらず、(1) 評価点の合計が6割未満の場合は、契約候補者として選定しないものとする。
- エ 提案が1者の場合であっても審査を実施し、その内容が上記ウの条件を満たす場合は、契約候補者として選定する。

9. 参加手続の無効

- (1) 参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続を無効（選定対象から除外）とする。
- ア 審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- カ 上記各号のほか、町の契約相手としてふさわしくない行為（物品等資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合
- キ 提出方法、提出期限等が守られなかった場合
- ク その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、町長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル等への参加の制限、損害賠償請求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて工事等入札参加資格審査委員会又は物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、町長が決定するものとする。
- なお、契約後にプロポーザルの実施期間中において前号に掲げる行為が発覚した場合の取扱も同様とし、悪質な場合は、契約解除及び損害賠償請求等もあり得るものとする。

10. 選定結果の通知・公表

令和8年3月23日（月）に、第二次審査の参加者全員に選定結果を通知する。また、選定結果通知日以降に、下記項目について神石高原町公式ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 業務名、業務概要、業務期間
- (2) 契約候補者の名称、所在地、評価点及び提案金額

11. 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と本町との間で、委託内容、経費等について協議の上、合意に至

った場合に、契約相手方として決定する。協議の結果、契約相手方に適合しないと判断した場合は、交渉の打切りを通知し、当該者を失格とともに、次順位者を契約候補者として交渉することとする。以下、契約相手方が決定するまで、同様の手続を行う。

- (2) 契約保証金は、免除とする。
- (3) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約候補者とする。  
※正当な理由がなく契約を締結しない場合は、物品等資格停止措置要領に規定される資格停止案件に該当する可能性があるため注意すること。

## 12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、企画提案書等の作成も含め、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案審査応募申込書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案審査応募申込書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (6) 本プロポーザルへの参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。
- (8) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルは、成立するものとする。
- (11) 本業務の実施及び予算額については、令和8年第1回定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。